

第二回國會議院 司法委員會 議錄 第四十三号

昭和二十三年六月二十七日(日曜日)

午前十時三十五分開議

出席委員

委員長 井伊 誠二君

理事 齋藤 良作君 理事 八並 達雄君

佐藤 昌三君 松本 弘君

石井 繁九君 猪俣 浩三君

榊原 千代君 中村 俊夫君

中村 又二君 吉田 安君

大島 多蔵君 佐竹 晴記君

出席國務大臣 鈴木 義男君

出席府政委員 森田 新二君

法務廳事務官 野木 新一君

法務廳事務官 宮下 明義君

委員外の出席者

專門調査員 村 教三君

專門調査員 小本 貞一君

提出(第六九号)

本日の会議に付した事件

刑事訴訟法を改正する法律案(内閣提出)(第六九号)

○井伊委員長 會議を開きます。

刑事訴訟法を改正する法律案について審査を進めます。齋藤良作君。

○齋藤委員 改正訴訟法における捜査補助機関として、警察官を利用すること、非常に廣くなつたように思ふのであります。この範圍並びに権限について總括的にことをまずお伺いしたいと思ひます。

○木内府政委員 お答えいたします。現行法と違ふ点は、御承知の通り新警察法が実施されるようになりましたので、警察官及び警察吏員はそれ／＼國

家警察あるいは自治体警察と、こうわかれることになりまして、それ／＼独立して捜査をなすことができることになつてゐるのであります。しかしながら、犯罪捜査は結局控訴権を執行するために必要なるものであることは、御承知の通りであります。従つて捜査権は國家に專屬するものと、かように考へておるのであります。そうしてそれをそれ／＼國家地方警察なり自治体警察に一部委任したという形になつておる、かように考へておるのであります。しかしながら、先ほど申しました通り、それ／＼檢察官とは別個に独立して捜査をすることができるのであります。すけれども、さうなことでなければ、結局捜査の統一をはかることができません。ひいては治安維持の責任を全うすることができないという考へから、百九十三條の規定が設けられたのであります。これによりまして、第一には檢察官は司法警察職員に對して、捜査に關して必要な一般の指示をする、ことができる、かようになつておるわけでありまして、次に檢察官は司法警察職員に對して捜査の協力を求めるために必要な一般の指揮をすることができ、次に檢察官は必ずから犯罪を捜査しておる場合に、司法警察職員を捜査の補助をさせるために指揮をすることができ、こう三段になつておるわけでありまして、そうして捜査の統一をはかるうといはしておるのであります。一般的指示といふのは、どういふのかと申しますと、百九十三條の一項に規定しておりますように、公訴を案

行するために必要な犯罪の捜査の重要な事項に關する準則を定めることが、すなわち一般的指示といふ言葉で現わしておるのであります。準則といふのは、現在行われております司法警察官職務規程のようなものを指すのであります。これは一般的に捜査につきま

し、この取扱ひ、その他に關しての基準を示すものであります。それからもちろ

ん檢察官がみずから自分で犯罪を捜査してゐる場合におきまして、これを指揮し得ることは三項によつて當然であります。これは事件が檢察官の手に移つてからといふことになるのであります。檢察官の手に移らない場合、いわゆる司法警察職員が、檢察官とは別個に独立して捜査をする段階におきましても、檢察官が、それではこの事件は自分の方で、いよ／＼自分の方が主体となつて引取つてやるといふような場合には、もうすでに檢察官みずから犯罪捜査をする場合に當るのであります。従つて當然三項によつて司法警察職員は、檢察官の指揮下にはいるわけであり

ます。それから二項の一般の指揮といふ方は、たとえば統制違反のような場合でありまして、魚なら魚の一齊検査をやらなければならぬといふような場合におきましては、第二項が動いてくるわけでありまして、そうして一般的にこ

ういふふうな事件をどういふふうな捜査を進めていくかといふことについて

の指揮をする場合であります。第二項を置きまして趣旨は、たとえて申しますと、魚の場合ならば各生産地とかあるいは消費地等によりまして、それ

／＼の地方的な關係から、かような場合は検査してもらつては困るという場合があり、また一方においては、かような場合はひとつ検査してもらわなければ困るという場所もでてくるのであります。それがもしば／＼であつて、これを統一していくことができない

かつたならば、國家全体の上から見ると、その目的を達しないことになり、ひいては國民全体に重大なる影響を及ぼることになるといふので、かような場合におきましては、檢察官の方で一般

的指揮をすることができるといふことによつて、犯罪捜査の円滑なる運行を考へておる次第であります。

○齋藤委員 大体においてわかりました。そこで今御説明の中にありましたが、まず私はこれを読んで疑問を起しましたことは、百九十三條の第一項には指示とある。第二項には指揮とある、第三項には補助とある。大体今の説明でわかつたようではあります。この三つの區別をいさしくはつきりしておいてもらいたいと思ひます。第一の問題は指示と指揮といふことが、どこに區別があるか。補助も、今の説明ではわかつておるようであります。この三つは試験問題を聴くようですが、これをはつきりしておかなければいかぬと思ひますから伺ひたいと思ひます。

○宮下府政委員 百九十三條第一項におきましては一般的指示といふ言葉を使ひまして、同條の第二項及び第三項におきましては特に指揮といふ言葉を使ひまして、用語を使ひかけているわけでございますが、指示と申しますのは、指揮よりもその力が幾分弱いといふ感じを表わす意味で使つておるのであります。言葉をかえて申しますと、あるいは勧告とか、注意とかいふ言葉に類似しておると思ふのであります。が、一般的に檢察官がその管轄區域に

応じまして、ある準則を定めておきまして、犯罪捜査をする場合には、この準則に従つて捜査を進めなければならぬ、こ

ういふ一般的な指示をいたしておくわけでありまして、これによりまして、その犯罪捜査自体が合法的に正しく行われまして、捜査手続自体において正義が顯現されるように考慮いたしたわけでありまして、第二項、第三項の指揮と申しますのは、指示よりも強い意味をもつておるのであります。第二項におきましては、その範圍は廣いわけでありまして、いづれにいたしましても、ある特定の對象に對して、これ／＼こ

ういふことをせよ、あるいは第二項におきましては、檢察官が立てました一般的な企画方針に基づきまして、ある範圍の司法警察職員に對して、その方針に従つて捜査をせよといふことを指揮いたすわけでありまして、第三項の場合におきましては、自分の指揮下にはいつております司法警察職員に對して、自分の指揮に従つてその手足となつて捜査をせよといふことを指揮いたすわけでありまして、ごく大まかに申し上げますれば、指示の方が指揮よりも幾分弱い、こ

ういふ感じを現わす意味において指揮と指示と

を使いわけてゐるわけでございます。

○鑑査委員 そうすると、こういうふう
に言つては間違ひでありまじやう
か。第一項の指示というのは、司法警
察職員が独立して捜査する場合に、
それに対していろいろの指図をするの
だ、こう考へていいじやないかと思
うのであります。そこで第二項になり
ますと、これは捜査の協力を求めるた
めとありますから、これは捜査の主体は
やはり検察官であつて、それに協力を
求めるのだ、こう解釈してはどうか。
これは第二であります。もしそれでよ
いといふことになりましたと、問題は第三
になります。第三はみづから犯罪を
捜査する場合、今私の言つたことにす
ると、第二項と第三項とは変りがない
ことになりましたので、そうすると、指
揮と補助とはどこに区別があるか、こ
ういふことが問題になるかと思ひます
ので、この点に対して啓蒙していただ
くことを、お願いしたいと思います。

○宮下政府委員 第一項の指示につき
ましては、お説の通り司法警察職員が
検察官とは独立いたしまして、その責
任において捜査をいたしてゐる場合に
対する規定と考えます。この点はまづ
たのお説の通りでありまして、検察官
はあらかじめその管轄区域全般の司法
警察職員に対して、犯罪捜査に関
する準則を定めておきまして、司法警
察職員の犯罪捜査は、この準則に則つ
てなすようにという指示をいたしてお
くわけでございまして、その限りにお
いては、司法警察職員の捜査は、あく
まで検事の捜査からは独立の捜査であ
つて、その責任は司法警察職員の責任
であると考え次第であります。

見解を異にしてゐるわけであります
が、この検察官が第二項によりまし
て、ある特定の範囲の司法警察職員に
対しまして、自己の立てました捜査の
企画方針に従つて、それに協力して、
その方向で捜査をせよという一般的な
指揮をいたすわけでありまして、この
場合の司法警察職員の犯罪捜査も、必
ずしもすべてがその指揮をいたしまし
た検察官の手足となつていたしまし
る犯罪捜査というふうには考へておら
ないのであります。この場合に検察官
は、その一般的指揮のやり方が悪い場
合には、その誤つた一般的な指揮につ
いての責任を負ふことになりまして、こ
の指揮に従つて司法警察職員が個々
の捜査をいたしておられます際の非違
等は、それ／＼その司法警察職員の責
任に相なると考へておられます。第三項
の場合は、まづた検察官の直接の指
揮下に立つて、検察官の補助として捜
査をいたしておられます場合でありま
すから、この場合の犯罪捜査中の個
々の行為についての責任は、すべて検
察官が負ふ。その捜査の間におきまし
て、司法警察職員に人権蹂躪等の非違
がございした場合におきましては、
検察官が全般的にその責任を負ふと考
へておるわけでございまして。

○鑑査委員 そうすると第二項の場合
もなお司法警察職員は独立した権限
で捜査をする、その独立したものに協
力を求めるのだと解釈してよろしゅう
ございませうか。
○宮下政府委員 さうでございま
す。
○鑑査委員 そこで先ほどからずいぶ
ん何遍も説明を聴きます重要な事項
に關する準則というものは、どういふ
ものがどこにあるのでありまじよう
か。この点をお伺ひいたします。
○宮下政府委員 この刑事訴訟法につ
きまして、それが公判手続とか、ある
いは控訴上告の手続とか、裁判所の手
続に關します場合にございましては、
この刑事訴訟法を裁判所の規則により
まして補足したすわけでございますが、
が、捜査の段階につきましては必ずし
も裁判所の規則というものでは賄ひ得
ないわけでございます。この訴訟法
の定められてゐる原則を具體的に噛
み砕きまして、司法警察官が誤りのな
い適正な捜査をするように、現行の司
法警察職務規則に類似いたしました準
則といふものを定める予定でおるわけ
でございます。しかして現在考へてお
りますところは、法務総裁あるいは
検事総長が、全般的、全國的におもな
重要な準則を定めることを予定いたし
ておるのであります。その法務総
裁あるいは検事総長の定められた準則
を、さらに敷衍いたしまして、その下
の検事長あるいは検事正がその管轄区
域内の司法警察職員に対して、さらに
その細則を定める場合もあるといふこ
とを予定いたしておるわけでございま
す。

○鑑査委員 そうするとそれは命令で
すか。それとも訓令とか訓示のよう
なものですか。
○宮下政府委員 現行の司法警察職務
規則は司法大臣の訓令として発せられ
ておるのであります。百九十三條
第一項に基きます準則は、この規定
に基き法務総裁あるいは検事総長等の
指示といふ形式で発付されるものと考
えております。その性質が行政法学に
おけるいわゆる上官の職務上の命令、
訓令といふものかどうかといふことは、
今後學說によつて定まつていくもの
と考へております。
○鑑査委員 大体わかりましてよろし
うございませうが、なお承りたいこと
は、ここに司法警察官と前にはあつた
のがなくなつて、總括的には警察吏員
といふもので現わされておると思いま
す。これは百八十九條でわかる。ここ
ろが各條を讀んで見ますと、いろいろ
の言葉が使われております。第一は
「司法警察職員」、その次は「警察官」、
その次に「警察吏員」または「警察吏員
に出ますのは「警察官または警察吏員
たる者以外の司法警察職員」、こゝにい
ふにいくつも出ておるのであります
が、これらの内容をわれ／＼の頭へは
いるように、ひとつ説明していただ
きたいと思ひます。
○本内政府委員 この百八十九條に出
ております警察官、警察吏員と書きわ
けてありますのは、國家警察の方が警
察官で、それから警察吏員といふのは
自治体警察の方を言うのであります。
これは警察法に書いてある文句をその
まま使つておるわけでありまして、そ
して三十九條の三項に「司法警察職員」
とあるのはどういふのかといふことが
あげられておるのであります。司法
警察官及び司法警察官を總稱して司法警
察員といふのであつて、現在の言葉で
言つと、司法警察職員といふのは、司
法警察官に当たるわけでありまして、
そして司法警察官といふのは、現在の
司法警察官で、司法巡査といふのは司
法警察吏員に当たるわけでありまして、
してまたこれが百八十九條に、もどつ
てきまして、他の法律または國家公安
委員会、あるいは都道府縣公安委員会、

市町村公安委員会、もしくは特別区の
公安委員会の定めるところによつて、
この司法警察官または司法警察吏員
のうちから、だれとだれとに司法警察
職員の職務を行わせるか、これを定める
のは、それ／＼のいわゆる検察官でな
くて、ここに列記してあるような機関
が定める。こゝういふことになるのであ
ります。
○鑑査委員 そうしますと、司法警察
職員といふのは國家警察の警察官と、
地方自治体の警察吏員と總稱したるも
のを言うのだといふことはわかりまし
たが、司法警察職員といふのは、今ま
での司法警察官といふ言葉と同一に解
釈してよろしゅうございませうか。
○本内政府委員 司法警察官に当た
るわけでありまして。だから司法警察官
と司法警察吏員とを合せたものを司法
警察吏員と言つております。それが司
法警察職員に当たるわけでありまして。
そして司法警察官といふのが司法警察
員といふ言葉に今度は變つてきます
し、それから司法警察吏、いわゆる巡
査でありまして、これが司法巡査とい
ふ言葉になつております。
○鑑査委員 そこで問題になりますの
は「警察官又は警察吏員たる者以外の
司法警察職員」、これは何であるか。
○本内政府委員 これは百九十九條に掲
げてあるものを指す意味であります。
いわゆる特別司法警察職員を言うわけ
であります。
○鑑査委員 よくわかりました。そう
すると百九十九條の司法警察職員といふの
は、百八十九條の第一項後段にある司
法警察職員と同一でありますか。
○本内政府委員 百九十九條の司法警察
職員、これは百八十九條と百九十九條の両

○鑑査委員 よくわかりました。そこで私は捜査についても一つ總括的に伺いたいことは、われわれは刑事訴訟法の改正にあつて、特に実現しなければならぬと考えておつたことは、犯罪捜査について被告人の自由に頼らないで、できるだけ他の証拠に基いてやる。第二は被疑者の身柄を拘束しなければ犯罪の捜査ができないものだという旧來の考えを拂拭して、できるだけに必要のある場合以外は拘束しななぬ。かように考えておつたのであります。この点については、第一の問題は本法を貫いておる精神であることは、よくわかります。第二の問題については、昨日どくどく、われわれはなはだ本改正について不満をもつておることを申し上げたのでありますが、いづれにいたしましても、このわれわれの理想を実現するというときには、旧來と變つた犯罪捜査の方法にいつてもならなくては、目的の達成はできぬと考えておりますが、この点に關して、特に新しい犯罪捜査というものは、この規定を眺めた上において見当らないのであります。近ごろはやります言葉で言うならば、科學的捜査の発達ということになりますが、これは見当りもこの規定を読んだところでは見当りませんが、さうなことをお考えになつておるかどうか。また本法のいづれにさうなことが現われておるか。しかしてまたそれをどうして実現しようとお考えになつておるか。これらの点を承りたいと思います。

○木内政府委員 御質問の御趣旨は、私もどまつたく同感であります。ただ

この御質問の犯罪捜査については、今日言われておる科学捜査ということも、十分考慮に入れなければならぬのではありませんかという点と、それからなおその趣旨がこの訴訟法のどこに現われておるかという御趣旨であります。これは特別に規定はありませんが、犯罪捜査において自白というものはほとんどこれを認めないと同様の結果になつておるといふ建前から、当然その趣旨が含まれておるわけであります。そうして捜査の方法につきまして、科学的捜査方法を十分組み入れなければならぬことはもちろんでありまして、その方面の研究等につきましては、法務廳が司法省時代から案を立てまして、いろいろ折衝をいたしておつたのであります。かような研究機關は、法務廳または檢察廳の所管すべきものでなければならぬとして、國家警察の手に置いてやるものではないかという注意があり、そのためにこれは法務廳側からの計画は、全面的に排除されたのであります。國家警察法でこの研究機關を設けて、その上の研究をやるということになりまして、その方向で進んでおる次第であります。

○鐵道警員　國家警察でやりますことは、まことに結構なこと、われも喜ぶべきことだと思ひますが、國家警察でやるから、法務廳もしくは檢察廳でやらぬでよいということになつては、これはたいへんなことだと思ひます。檢察官自身は、あるいは相當の知識があるからいいと言われるかもしれませんが、それは私は旧來と變つたこととはない。いわんや今日は副檢察事とておるか、檢察事務官といふものを使つておられる以上は、これは國家警察に

上はどうあつてもなければならぬと思
いますか、いかがでありますか。

○本内政府委員　今私の説明が足りなくて、さらに御質問を受けてまして、ことに恐縮であります。これは司法警察職員の場合を申し上げたのであります。なお檢察官あるいは檢察事務官に對しても、十分そういう方面の研究も必要であり、その教養も必要であることはもちろんであります。それは法務廳におきまして、法務廳研修所において、あるいはその他の機關において、それ／＼研究を進めておる次第であります。

○鐵道委員　そういう点については、
具体的の計画なり実施なりがありません
のですか。ただ御希望だけであります
すか。それとも何かここに現われてお
るのですか。これは重大なことだと私
は思うからお尋ねします。

○本内政府委員 御質問の点であります。科学的捜査をやる上におきましては、いろいろの設備もむろん必要であります。一例をあげてみますと、無電を設備いたしましたいたしましたも、非常にその効果をあげ得ると思ふのであります。無電の設備だけでも、何億という予算を必要とするようになつてあります。今日の日本の財政状態では、非常な負担になるわけでありまして、その他いろいろの設備等もわれ／＼は考慮しておるわけでありまして、思ふようにいかないという実情にあることを、御了承願いたいと思ふのであります。

○鐵道委員　これはよほど重大なこと
で、後刻總裁にも御意見を承りたいと
思いますので、今のところは打切つて

品物類聚

次に重要だと思つて承りたいのは、われ／＼は現在の刑事訴訟法に至るまで、多年の間、検事局直属の司法警察官をおくことはぜひ必要だ。かように痛感をしております。そしてその主張を續けてきたのでありますが、不幸にして今日まで実現いたしませんでした。ただ検察事務官をおかれるに至つたことだけが、第一歩の踏み出しとして喜んでおつたのでありますが、この刑事訴訟法の改正にあつて、旧來のわれ／＼の考えとよほど變つたものが現われてきたのであります。この点は刑事訴訟法が變つたから、必要がないと思つておいでになりますか、それとも相変らずその方がいいとお考えになつておりますか。これを承りたいと思ひます。

○本内政府委員 私どもも御質問のようには、直風の司法警察官が非常に必要なものであり、これを拡充していかなくてはならぬという考えは、從來も今日も少しも變つておりません。そこで檢察事務官の制度を設けて、十分これを活用していく考えであり、なお現に活用いたしておるのであります。しかしながら、まだこれだけの點では、とうてい直風の司法警察官としての機能を十分發揮することができないのでありまして、今後ともさらに増員いたしまして、十分その実効をあげ得るようにいたしたいと考えておるのであります。いづれまたその点につきましては、國會にお願いいたしたいつもりでおる次第であります。

○鐵冶委員　たいへんわが意を得た。言葉でありましたが、今日は國家警察と自治警察ができて、この統一には

らゆる面において非常に必要でもあるし、また各当局においても苦心せられておるところであらうことは十分わかります。殊に犯罪捜査にあたつては、先ほどからの説明でその点はお考えになつておるとは存じますけれども、決して旧來よりも便利になつたとは考えられませんが、従ひまして本改正案において、いわゆる法律の根本の趣旨に逆らうものでないというならば、一日も早くその実現を期するように御努力をお願いしたいと考えております。これはいずれまた法務総裁等に質問する時期があれば、この点をお聞きすることにして、ただいまはそれで打切つておきます。

次いで承りたいのは、検察官の身柄拘束の範囲であります。これは前に述べた刑事訴訟法改正案の要綱にも出ておりましたが、これは前のように行政処分の日ととか、それが延びても一箇月を延びてはいかぬというような規定はなくなつたようでありますが、その範囲はどういうことになりますか。これはもちろん裁判所にやらせるのであると思いますが、裁判所をやつた以上は、あとはすべて検事には指揮その他はないものかどうか。これを明らかにしたい。ただきたいと思ひます。

○本内政府委員 捜査の段階におきましては、二百八條の規定で、拘束の期間は十日以内ということに原則を定められておりまして、第二項でやむを得ない事由ありと認めるときは、通じて十日を超えない程度まで延長することができることになつており、最大限二十日となつております。なお現行刑事訴訟法におきましては、勾留の期間は二箇月ということになつておつて、さらに

これを更新する規定があるのであるが、更新するが、それはこの改正案ではなく、つておるのであります。従つて勾留の期間は二箇月と限つたわけでありません。しかしながら八十九條によりまして、勾留に對しまして權利保障の制度を認めましたために、十分その点は補える。それからまた、実情は勾留期間は二箇月となつておりまして、更新手続といふものは、まづたぐひな手続になつておつて、いたずらに裁判所の手続を煩雜にしただけで、實際の効果があがつていないのであります。従つてそのような規定は、事実上有名無実だから置く必要はない。むしろ裁判所の正常なる判断にまつて、そしてまたこの訴訟法の貫いてる努めて被告人は拘束しない。そして自由な立場において檢察官と對等の地位において公判手続を進めていくという原則をとつていくわけでありまして、従つてさうな規定を削除したわけでありまして。

○**鐵治委員** そうすると二十日以内に公訴が提起されなかつた場合は、いやでも応でも釈放しなければならぬ。こゝう解釈してよろしうございませうか。

○**木内政府委員** お説の通りであります。

○**鐵治委員** 次に承りたいのは、檢察官の起訴、不起訴の決定でき得る裁量範圍であります。これはわれ／＼は旧來からでも非常に疑問をもつておつたのであります。どの程度の基準があるのか、本法では二百四十八條が主だろつと思ひますが、これに關する基準なり準則なりをどこに求めてよいか、どういふ程度にあるものであるかを承りたいと存じます。

○**木内政府委員** 基準と申しますれば、二百四十八條に記載してある事項が基準になつておるのであります。もつと具體的にたえて言うならば、犯罪の輕重といふのは、どういふのが輕くて、どういふのが重いといふことを、もつと具體的に示すことが、非常に困難な問題でありまして、具體的事件につきまして、それ／＼妥當なる判断のもとに決定いたしておるわけでありまして、今後その方針であります。

○**鐵治委員** これはよほど重大なる結果を予想できるのであります。かりにこれが不分明なものであつたとして、檢察官の主観的意思によつて一つのものに起訴するが、一つのもは起訴せない。片一方では起訴した事実でも、こゝでは起訴せなかつた。こゝういふことが起り得ないとも限りません。そこで殊に檢察官は、行政官として上官の指揮命令に従ふのでありますから、何かそこらに標準といふものがなくちやいかぬのじやないか。こゝう思ひますが、もしその標準がないならば、取調べたる檢察官の自由裁量を主とするべきものか。これを指揮せらるる上官の自由裁量を主としてやるものであるか。この点が非常に疑問になつてくるのであります。いかようにお考えになつておられますか。

○**木内政府委員** その点につきましては、從來も實際上の取扱ひは、取調べた檢察官が自分だけの判断で起訴、不起訴を決しておるのではなくして、地方檢察廳でありますならば、上司が決裁をして、さうして起訴、不起訴を決定するといふことになつておるのであります。しかしながらその判断は上司の意見によるべきか、捜査を担当した檢

事の意見によるべきか。どちらであるかといふ御質問の通りに承りました。が、これはどちらの意見に従ふというのではなくして、要するに取調べた主任檢察官は、主任檢察官としての、その事件に對する意見があるわけでありまして、その意見が妥當であるならば、上司はこれを承認することと思ひます。妥當でないとするならば、上司はさらに取調べにあつた主任檢察官の意向を質し、さうして最後の決裁を下すといふことになつておるわけでありまして、従つて努めて間違ひのないやうに手続を踏んでおるわけでありまして。

○**鐵治委員** 御説明ではわかつたやうでわからぬところがあります。主任檢察官の裁量と、上官の指揮または指示と、両々相まつてやるといふことの御説明は當然と思ひますが、主任檢察官がこれは起訴すべきものだ。こゝう考えたときに、上官の方で起訴すべからざるものではないか。こゝう考えられた場合には、直接審理にあたつておる者の意見を主としてやるということになると、消極的だけではない。今の場合で言つて、これは起訴せなければならぬが、もう一遍調べてみぬか、こゝういふ程度でいい。ところが上官の指揮が積極的に働かざるものだということになる。それはお前さう言ひけれども、これは不起訴にすべきだ、不起訴にせい、こゝういふことまで言える。こゝういふことになると、重大な問題が起ります。このことはわれ／＼よりか多年直接それらの点に當つておいでになつた木内長官のごときは、一番よくわかると思ひますが、それはどうです。今私の言う積極的までやれるものです

か、消極的の範圍のものであります。か。

○**木内政府委員** だんだん問題がこまかくなつてしまつたが、御質問の点はまことに重大な点だと思ふのであります。が、原則は御承知の通り檢察官一体の原則であり、上官の命に従つていくといふのが、その建前でありまして、最後の決裁をするのは上司であります。従つてその決裁があつたならば、下の檢察官はこれに従ふなければならぬ。これは、當然と思ふのであります。ただ御質問のやうに、決裁官とそれから主任檢察官とが、意見が相違をしたといふやうな場合においては、實際上は決裁官と主任檢察官と二人の間だけで処理すべきものではなくして、さういふやうな場合には、他の檢察官も加える。あるいはその中間の次席檢察官という制度もあるわけでありまして、皆が研究し、妥當なる結論を得て、上司は決裁をする。從來もしておることであり、今後もしやういふ方法でやつていかなければならぬことは、もちろんであると考えておる次第であります。

○**鐵治委員** 今のお言葉の決裁といふことは内容ですが、私は普通決裁といふものは消極的なものである。これをもつてくる。それがいいか悪い。よろしければ黙つて通してやる。悪ければもう一遍考えてみぬか。これが消極の原則だろつと思ひます。さうして決裁するときに、これはいかぬ、これは起訴にすべきものじやない、不起訴にせい。こゝういふことになると、決裁といふことよりか、進んで指揮をするといふことになるので、それがはたしていいものか、また旧來からさういふ

ことがあつたかどうか。今後もしやういふことがあつていいか悪い。これは政治論と絡んできまると、重大な關係がありますから、私はよくお聴きするわけでありまして、この見解をひとつ明らかにしていただきたい。

○**木内政府委員** 両方の場合が當然あり得ると思ふのであります。大体主任檢察官も、ただ個人的感情で起訴、不起訴を決するわけではないのであります。取調べた結果事件全体を見て、これを起訴すべきか不起訴にすべきかの判断をもつてくるのであります。通常の場合におきましては、それならばよろしい。これは足りないから、もう少しこの点を調べてみて、さうしても二遍持つてこい。要するに起訴の場合には二つの考え方があるわけでありまして、一つはこの事件はどうしても起訴しなければならぬ事件だといふことで、もう一つは起訴しても、公判が維持できる事件であるかどうかといふこと、その二つの点が証拠上維持できるかどうかといふことが、起訴する場合の重要な問題であると思ふのであります。さういふ点については、主任檢察官も十分考慮して、起訴する場合は起訴する。その点を見て不起訴にする場合には不起訴にするという意見をもつてくるわけでありまして、上司はむしろこれを尊重せねばならぬ。また事実しておるわけでありまして、しかしながら、経験の点からいきまして、若い檢察官と監督者との間におきましては、相當の力の違ひもあるわけでありまして、捜査にあたつた主任檢察官の判断を誤らしめないようにするといふことが、上司の責務であり、それが同時に事件の決裁といふことになつて現

われてくると思ふのであります。しかしながら、事件そのものについて——私は経験がありまけんけれども、上司である決裁官と主任検事との意見が相違するところがある場合があるというところは、私は想像し得ると思ふのであります。さうな場合におきましては、先ほど申しましたように、軍に決裁官がかり押つけをして決裁をするというやうなことは、事実上においてないことと考へるのであります。しかもその決裁官の意見というものは、ただこれを個人的感情というやうなことで判断すべきものではないのであります。先ほど申しましたように、一体この事件は起訴相当なりやいなや、なお起訴して公判の維持ができるだけの証拠があるかどうかという二点が、事件をいづれに決するか否かの基準になると考へるのであります。

○**懲治委員** これはきりのないことですから、その程度にいたしますが、この二百四十八條に「年齢及び境遇、犯罪の軽重及び情状」とありますから、これはもつぱら犯人そのものに属する事項で書いてあると思ひますが、そのあとで「犯罪後の状況」とありますが、これだつて犯人が今後どういふ人間になるかというその状況だと考へまして、ここに書いてありますことは、もつぱら犯人そのものに附随するものか、犯人そのものの條件だと思ひますが、このほかに社会的影響その他等をも加味して、この裁量ができるものでありましようか、そういうことは一切いけなないのであります。

○**本内政府委員** 二百四十八條は、仰せのごとく、犯人その者を主としての基準でありますけれども、結局その犯人が犯した犯罪の性質上、どういふふうな世間に影響するか、刑罰を科するといふことは、広報的な面ばかりでなく、社会に警告を与えるという面も含めておるわけでありまうから、この犯罪が社会的にどういふ影響を与えるかといふことも、むろん起訴、不起訴を決する場合に考慮すべきことと考へております。

○**懲治委員** そうすると二百四十八條、現行法における二百七十九條、これは犯罪の軽重という字が脱けておるだけで、ほとんど変りはないと思ひますが、この中に社会的影響というものはいつておるといふ御所見と承つてよろしうございませうか。

○**本内政府委員** この二百四十八條全体の趣旨から社会的影響というやうな点は、先ほど申し上げました通り、当然含まれておるものと考へております。

○**懲治委員** この條文を虚心坦懐に讀んだところでは、われ／＼はさうなことは出てこないと思ひますが、もしこの條文を拡張して、そういうことができるものだとするならば、何かそこに標準がなくして、その事件及びその人によつて非常に取扱いが動いてくるやうに考へまするが、別段そこには準則とか標準といふものはございせんか。

○**本内政府委員** この犯罪の軽重というやうなもの、社会的影響といふことが当然含まれて考慮されておるかと思ひますが、たとへてみますならば、情状のまことに軽い犯罪であるならば、社会的には大した影響がない。ところが先般発生しました帝銀の毒殺事件といふやうなものは、非常に社会的影響がある。これは犯罪それ自体が重く、いばかりでなしに、社会的影響も大きいといふやうなことが、当然この判断については犯罪の軽重の中にはいつてくると考へます。

○**懲治委員** そうすると政治的影響はいかがですか。

○**本内政府委員** 場合によりましては、かような犯罪を起訴したことによつて、國際的な重大な影響があるとか、あるいはそのために日本に全体として非常な不利益をこうむらせるといふやうな場合があつたと、かりに仮定いたしますならば、さうな点を私は考慮してよいのではないかと考へております。

○**懲治委員** これはいくら議論しておつても仕方がないから止めますが、何かある程度のめどがなくしては、無軌道だといふ憂いをもつます。これはおそろく檢察當局自身においても、條文にしたやうなものはないからうけれども、何と申しますか、頭の中において、檢察官の良識において、何らかのものがあつたらうと思ひます。ここに現わすことができないならやむを得ないから、いづれまた研究することにして、今日はこの質問はこの程度にしておきます。

ついでお伺ひしたいのは、人權保障事件について、不起訴に対する告発の手続についてでありますが、二百六十一條以下二百六十八條までの間で、いろいろの疑問が起るのがあります。第一に承りたいのは、告発の期間は別に「第二百六十條の通知を受けた日から七日以内」に、請求書を公訴を提起しない処分をした檢察官に差し出してこれをしなければならぬ。こゝうあります。

て、この七日以内と定められたのはどういふわけか、もしこの七日を越したら不服の方法はないといふことになる、非常に本法を設けた意味が薄らいでくるきらいがあるのではありませんか、この点はどういふわけで七日以内といふことにされたのか、まず承りたい。

○**本内政府委員** その趣旨は、検事の不起訴処分に対して不服なもの、それでは何と考へていなかつたが、一年も二年も長い期間が過ぎてから、また不服だといふやうなことであれば、かえつてその告発人の保護に過ぎると考へるのであります。従つて要するに通知を受けてからでありまして、通知を受けて少くとも、一般の常識において、一週間以内くらいにはその不起訴に不服であるか、あるいはそれに従うかといふことの判断をする期間としては十分である、かやうに考へましたので、七日といふした次第であります。

それからもう一つの御質問は、七日を過ぎてからするといふ何らの救済方法がないのではないかと御所見であります。この訴訟法の手続としてはありませんけれども、行政監督の手続面から言いますならば、現在すでに行われておりますやうな、上級檢察官に報告をするといふ手続は別途にあると考へるのであります。これに対しては期間はないわけでありまして、○**懲治委員** 今おつしやつたのはどういふ方法のことですか。行政機関といふと、何か上官に対してやり方が悪いとか、または懲戒の申立をするとか、そういう意味ですか。

○**本内政府委員** それは現在の不起訴処分に対する抗告の手続でございませう。

す。これは懲戒とか、そういう意味でなくして、原審の檢察官の起訴処分が不当であるからといつて、地方檢察廳の檢察の処分に対しては、高等檢察廳に抗告をしていくといふ、これは訴訟法の手続でなくして、行政監督の面から出てくる問題であります。

○**懲治委員** その次は、この請求は処分をした檢察官に差出なければならぬ。この意味は説明にもあります通り、二百六十四條で、檢察官はこの申立があつたときに、なるほどと思へば、みづから反省して公訴を提起するといふことで設けたといふやうに考へておりますが、それだけの理由で檢察官にやらなければならぬといふことは、ちよつと見出されたいと思ふのであります。これは裁判所に出すとか、裁判所から檢察官、こゝういふものが出てきた、こゝういふときには、いづれも反省できる期間がある。方法はいろいろある。つまりこれを特に檢察官に出さなければならぬのは、どういふ理由か承りたいと思ひます。

○**本内政府委員** 檢察官に提出しなければならぬように規定いたしました理由は、二百六十四條の問題が一つであります。すなわち檢察官において不起訴処分を付したが、なお反省の機会を考へる。さうして別の角度からこれを見て、やはりこれは起訴する方がよいのだといふことを考へた場合においては、あえてめんどな裁判所の手続を経なくても、檢察官の手においてただちに起訴できるという手続を残しておく方が便利である。かやうに考へたためであります。しかして檢察官はいわゆる公益の代表者でありまして、從來不起訴にしたから、それにこだわつ

で、どこまでも理窟があつても不起訴だという考えをもしもつたらば、すでにそれは檢察官たる資格はないものである。まよふなものを檢察官として予想してゐるわけではないのでありまして、國家公益の代表者の立場からこれは判断すべきものである。その意味におきまして、二百六十四條の規定が設けられたわけでありまして、また從來におきまして、檢察官が不起訴にした、それに対していわゆる行政手続による抗告をいたしました場合において、上級官廳から起訴命令が出たという場合もありまして、不起訴処分にしたその原審の檢察官が、やはり別の角度からさらに検討いたしました、あえて抗告を上級官廳へ送らないで、その原審である檢察官の手でただちに起訴をしたという例も、私の経験からはこれを承知いたしております。そういう面からみましても、二百六十四條の規定は、私は必要だと思ふのであります。それからもう一つは、裁判所はすぐ請求書を出すのがいいのであつて、わざわざめんどうな手数をかけて、檢察廳をまわつて出す必要はない、じやないかということでありまして、これはちよと公判において、一審において控訴した場合において、控訴狀の宛名は控訴裁判所であるけれども、原裁判所に提出することになつております。それは一つはその裁判所が裁判をいたすその訴訟記録がそこにあるから、便利のためであります。これもやはり同じく不起訴にした記録がその檢察廳にあるわけでありまして、檢察廳を経由していけば、その記録とともに、その地方裁判所はその對等の裁判所へ送るといふことになる便利の意味

であります。この二つの面から檢察廳を経由するといふ建前をとつたわけでありまして。

○鐵治委員 これは私前もつてお断りしましたので、二百六十四條の理由は説明にもありましたから承知しておりますが、この点は私の先ほど言つたのは、裁判所へやるにいつて、裁判所から、こんな請求があつた、こう言つて聴かせればそれで足りるものだと思う。それからあとの記録がそこにあるからと言われるが、それはそうかもしれないが、やはりこれは公訴の場合と性質のよほど違ふものでありまして、その者のやつたことが悪いといつて裁判所へ請求するのでありますから、悪いことをした者の手を経なければならぬといふことは、何だかどうもわれわれの常識にびたつとこないようでありまして、これ以上議論してもしかたございませぬから、それくらいにしておきます。

そこで續いて承りたいことは、その受けたる檢察官が裁判所へどういふ手續でもつていつて、裁判所がどうしてこの事件の処理にあたるのか、これがこの規定ではわからぬようでありまして、これはどういふことになりませうか。

○本内政府委員 先ほど申しました通り、裁判所の審判に付することの請求をいたす、その請求書は不起訴処分をいたしたその檢察廳に提出いたしますと、これを二百六十四條の規定によつてなお一應檢察官が検討して、一檢察官といつても何も不起訴にしたその檢察官だけを指すのではないのであります。結局まず一應その檢察廳において検討するといふ意味であります。檢

討して、やはりどうしてもこれは起訴できないといふことであるならば、その審判に付する請求を裁判所に送りますと、裁判所では二百六十六條によつて決定をするわけでありまして。そして請求が理由があるときにはこれを管轄地方裁判所の審判に付するといふ決定をするわけでありまして。そうしますれば、当然さらに検事の起訴の手續をまたずしてその事件が公判に係属するといふ建前になつておるわけでありまして。

○鐵治委員 どうも今の御説明では、われわれ受取れません。「処分をした檢察官」を書いてあります。処分をした檢察官とは書いてあります。処分をした檢察官と書いてあります。処分をした裁判所へ出したといふことから、裁判所へやらなければならぬことは當然だと思ひますが、規定がございませぬから、幾日までにいつていかなければならぬとか、どうも自分に關することを目分てやられたのだから、こいつちよと關子が悪いから押えておいてやれといふので、いくらでも押えておいたらどういふことになりませうか。

○本内政府委員 私の先ほど檢察廳と申しましたのは、役所の建物を指したわけではありませぬ。檢察廳における檢察官を総稱して申した趣旨でありますから、これは御了承願ひいたします。

それからいつまでもこれを檢察官が握つておつたらといふことの御心配であります。この点につきましては、私どももいたしましては、その期間等は最高裁判所のルールによつてきめていくといふ考えでおるわけでございます。

○鐵治委員 処分をした檢察官と書いてある以上は、個人を指すのじやありませんか。処分をした檢察官といふのならどうか知らぬが、私が讀んだところでは、処分をした檢察官といふのだから、その人だと思ひますが、人ではないといふのなら、これを明確にしておいてもらへばよいと思ふ。それから今言われた最高裁判所のルールで定めるといふのなら、その点はここに明記でもしておかないと、最高裁判所で気がついてくれればいいのですが、そうでないと、この檢察官から裁判所に移す手續については、最高裁判所の定める規則に従ふとか何とかいふのがない

と、それが出てこないと思ひます。

○本内政府委員 その不起訴処分をした檢察官といふことではないかぬといふことでありまして、私が検事の時代において、本内という検事が決裁した場合において、本内という検事に請求書を出さないと効力がないといふことになりまして、私が検事をやめて今日行政官に變つておりましたと、請求する権利がなくなる、かように考えられるのであります。こゝういふことは、ちよと考へられないうで、その檢察廳の檢察官といふ趣旨に御了承願ひいたしたいと思います。

それから裁判所のルールの場合でございますが、これは最高裁判所とも大体の話し合ひがついてゐるわけでございますから、その点は向うで落すといふことはないと考えております。

○鐵治委員 この二百六十七條、二百六十八條を見ますと、この請求によつて検事から裁判所に送るといふことになると、この二百六十六條第二号の決定があつた場合は、公訴の提起があつたものとみなす、こゝういふことにな

る。そうすると、そこで公訴狀があつたと同じようなことになるわけだと思ひますが、これは素人が請求をするので、どういふものを書いて出すか知りませんが、それを公訴狀とみなして選ばれたる弁護士がこれを維持していくといふことになる、どうもここに非當に不便があるのではないかと思ひます。だから少くとも請求する上においてこれだけの要件がなくてはならぬとか、何かきめておかないと、公訴の維持といふことが困難になりはしないかと思ひますが、いかがですか。

○本内政府委員 請求書が公訴狀の代りをするといふ趣旨ではないのであります。裁判所の審判に付する、その決定が公訴狀の代りをするものであります。ちよと現行刑事訴訟法における予審の終結決定といふような考えであります。

○鐵治委員 そうすると、その二百六十六條の第二号によつて、ここで裁判所が明確に公訴の内容を現わしてくれなければならないか。

○本内政府委員 もちろん決定にはその事實を書いて、主としてこの事實には公判に付する、審判に付するのが相當だといふことを決定に書かれると考へております。要するに先ほど申しました通り、予審終結決定書といふようなものと同じ形でできると思つております。

○鐵治委員 二百六十六條で決定をしますと、決定をした裁判所自身がさらに審理をやるのでありませぬか。そうするとその裁判所で自分で公訴の理由を書いたことになつて、ちよと彈劾法と相容れないことになるようにも考へられますがいかがでしょうか。

○鐵治委員 処分をした檢察官と書いてある以上は、個人を指すのじやありませんか。処分をした檢察官といふのならどうか知らぬが、私が讀んだところでは、処分をした檢察官といふのだから、その人だと思ひますが、人ではないといふのなら、これを明確にしておいてもらへばよいと思ふ。それから今言われた最高裁判所のルールで定めるといふのなら、その点はここに明記でもしておかないと、最高裁判所で気がついてくれればいいのですが、そうでないと、この檢察官から裁判所に移す手續については、最高裁判所の定める規則に従ふとか何とかいふのがない

と、それが出てこないと思ひます。

○本内政府委員 その不起訴処分をした檢察官といふことではないかぬといふことでありまして、私が検事の時代において、本内という検事が決裁した場合において、本内という検事に請求書を出さないと効力がないといふことになりまして、私が検事をやめて今日行政官に變つておりましたと、請求する権利がなくなる、かように考えられるのであります。こゝういふことは、ちよと考へられないうで、その檢察廳の檢察官といふ趣旨に御了承願ひいたしたいと思います。

それから裁判所のルールの場合でございますが、これは最高裁判所とも大体の話し合ひがついてゐるわけでございますから、その点は向うで落すといふことはないと考えております。

○鐵治委員 この二百六十七條、二百六十八條を見ますと、この請求によつて検事から裁判所に送るといふことになると、この二百六十六條第二号の決定があつた場合は、公訴の提起があつたものとみなす、こゝういふことにな

○本内府委員 これば二十條の七号によりまして当然除斥されることになつております。

○井伊委員 休憩いたします。
午後零時十分休憩

午後二時三十分開議

○井伊委員 休憩前に引続き會議を開きます。鑑治良作君。

○鑑治委員 先ほど事務局から説明を承つたのでありますが、本刑事訴訟法の改正にあたつて、われわれの最も望んでおりましたことは、捜査にあたつては、被告人の自白をもつて証拠の中心とすることをやめて、なるべく他の証拠方法によつてこれを固めるといふ方針にしたいこと。第二は、被疑者の身柄を拘留しておかなければ捜査ができないという旧來の考え方を改めて、できるだけ身柄を拘束しないでも、捜査の目的を達する。この二つの原則を確立することが、何より大切だ。かように考えおつたのであります。ところが本改正案を見ますと、拘留の條件は、かつて現行刑事訴訟法よりも簡單になり、犯罪の嫌疑十分であれば、住所が定まつておろすが、他の理由がなからうが、これを拘留し得ることになつております。これはわれわれの考へておりました改正の根本趣旨と、非常に離れたものがあると考えるのであります。この点につきまして、本法立案に當られた法務總裁としてのお考え、並びにかうになつた経過等をお聞かせしたいと思います。

○鈴木國務大臣 ただいまの御質問はごもつともありますが、自白だけを証拠とせず、できるだけ客観的な証拠をもつて有罪、無罪を決定すること

は、刑事訴訟の根本理想でありまして、できるだけその方向に向つてあらゆる施策を完備していきたいと考えておる次第であります。拘留の点においても、原則は不拘束で調べるのが原則だと考へておりますが、やむを得ず拘束する場合は、ほぼ今回立案した程度の條件で、必要にして十分であらうといふことに決定した次第であります。これは運用の面において無理がなければ、申されるような弊害を生ずることにはなからうと考へます。

○鑑治委員 この点はよほど重要なこととありますので、特にもう一応承つておきます。趣旨としては、今の私の質問と同様に考へておられるが、運用の面で、それができるといふことではあります。しかし條文の建前から見ると、問題は六十條であります。一罪を犯したことを幾らに足りる相当な理由があるときは、これを拘留することと

ができる。この書いてあるのみでありますから、ただいまのような疑問が出てくるのであります。條文にはかように書いてありますけれども、犯罪の嫌疑があるだけではなく、他にも拘留を要する理由がなければ拘留しないのが建前だと解釈してよろしうござい

ますか。

○鈴木國務大臣 その点は結局檢察官がお答えした通りであると申し上げておきます。

○鑑治委員 そうすれば、精神はさうであるけれども、犯罪の嫌疑あるという相当の理由があれば拘留できるというこ

とになります。本法改正が基本的人權の保障を目的とするものであるといふ第一條の精神に反する愛いなきに

もあらうと思ひます。この点は少くともわれわれはここで何とか表わさなければならぬと思ひますが、表わさぬとすれば、少くとも今後の適用におい

て、かくあるべきものだといふ責任ある御答弁を得ておこなうては、私は改正の意味をなさぬように思ひます。そので、それでお聴きするのですが、いか

がですか。

○鈴木國務大臣 その点は鑑治委員の仰せられる通り、その趣旨に基いて考へておるつもりでありまして、從來は罪を犯した疑を受けた者は、拘留がで

きたわけでありまして、今度の法律では、相當な理由があるときは、一とい

うしほりをつけておるだけでも、非常に導うのであります。この点は運用

の上において、十分抑えていくことができるといふ、御趣旨のごときことを

實現してまいりたい。こういう趣旨で立案をいたしておるのであります。

○鑑治委員 それはその程度にしておきまして、あとでまたお伺ひいたしまし

ようお答えを聴きましたので、はなはだ心もとないと思つたのであります。從いまして、これはぜひともやらなければならぬ問題である、必要ありといふことは、當然總裁だつてお答えになると思ひます。問題はどうかやうとして

おるか。今後どういう方法で實現することに具体的に進めておいてになりま

すか、その点を承りたいと思ひます。

○鈴木國務大臣 鑑治委員の御質問は、まことに大切な点を指摘されてお

るわけであります。私もこの刑事問題

を處理してまいります上において、最も心を痛めておりますのは、その

点であります。第一に科学的捜査方法

を、画期的に取入れなければならぬといふことは、警察制度の改正と、

新しい檢察制度の確立に伴ひまして、第一に考へられたこととありまして、

制度の上においても、ぜひこれをそれ

／＼具體化したといふことを熱心に希望いたしましたのであります。警察制度

の方では、これは關係方面の強い支持もありまして、警察の全目的が犯罪の

捜査にあるのだ、犯罪の捜査といふことは、元來警察が專管的に担任すべき

ものであり、捜査してきた犯罪を處理することが、警察の仕事である。こう

いう考え方に立つておられるのであり

まして、その意味で警察の方にまず警察大學をつくり、犯罪科學捜査研究所

をつくり、無線電その他一切の科學的

な捜査の施設、設備を完備せよといふ

ようなサゼッションがありまして、私

どもの直接の管轄でありませんが、至極ごもつともであるから賛成であるといふことで、閣議においても議題に供

したのであります。何しろそれらを

皆実行に移さうといふことになると、

ただちに一千億くらいの手算を要求し

なければならぬ。これは日本の現狀に

おいては、あまりに理想にすぎないので、

できる分から少しでもやつていこうと

いうことで、御承知のように、警察大

學といふものは、小規模ながら着手

いたしましたのであります。犯罪科學捜

査研究所も、独立の大學の研究部く

らをつくりたいといふ希望でありまし

たが、そこまではいきませんが、ごく

小規模の研究部をつつたわけであり

ます。それから檢察廳の方面におきま

しては、重複して同じような施設をつ

くるのもいかにと存じますから、で

きるだけこれらの施設を利用させてい

ただことになつたとして、内地留學

のやうな形で、時々そこに研究のため

に派遣し、滞在をして新しい技術に習

練をするといふやうな機会を設けよう

と考へておるのであります。科學的犯

罪捜査は、御承知のように廣い意味に於いては、ただいま申し上げますやうな、物理學的な方法を使い、あるいは法醫學的方法を使うといふやうなものは、狭義的科學的捜査でありまして、その必要なることはもちろんであります。廣く心理學的な、あるいは論理的な推究に訴へていつて、相手方を遂に屈服せしめるといふことは、上はど頭腦が磨かれておる檢察官でないといふやうな技術に至ります。雲泥の差を生ずると思つたのであります。われわれの理想は、願わくば檢察官には大岡越前守のように、推究していつて、相手方を遂に屈服せしめるといふ希望をもつた人で充満させたいといふ希望をもつておるのであります。そのためには、これは單純な論理學や心理學の教授で達せられる問題ではないのであ

りまして、頭脳全体の改造と申しましたようか、再教育の問題として考えていかねばならない。その方面はさいわいに法務部には調査部という特殊の部を持つておりますし、資料統計局というようなものを持つておりますので、あらゆる方面から資料を集め、また特殊の研究施設を持ち、各大学とも密接な連絡をもつて、そうして新時代の検察官としての頭脳の養成のために努力してまいりたい。それから先ほど申し上げるような物理学的な、医学的な、自然科学的な犯罪捜査の施設につきましては、警察と共同して利用してやつていきたい。行く／＼は國家財政が許すようになりましてならば、われ／＼の独特のものを持つてことを許してもらいたい。こういう希望をもつておるわけでありませう。

○鑑治委員 そすると、今の警察大学に相応したような、檢察廳獨特のものを設立せられる御計画でもあるのでございませうか。

○鈴木國務大臣 具体的な計画は私人の胸の中にはあるものでありますけれども、國家財政の現状から、今ここで三億、五億、十億という経費を要求しても、とても閣議において容れられる見込みはないのであります。実際は私どもの要求の二十分の一、三十分の一を實現して、満足しておるような状態でありまして、これを各大臣が、おの／＼その自分の抱懷しておる理想を實現する案を出しますと、おそ／＼國家財政は危をもつて数える額になると目されるのであります。それでは日本の國は敗戦國でもあり、財政は逼迫して、とうてい立ち行かないのであります。今までやつておつたことも止

めてほしいというように窮迫しております。今日、私としては熱心に希望はしておりますが、本年、明年のうちにこれを實現するといふようなことは、ちよつとお約束したしかねるのであります。しかし乏しい施設の中でも活用して、できるだけ、その方向に向けていくといふことは、十分にお約束いたすつもりであります。

○鑑治委員 少くともその構想をもつて、ずつと法務部の方針として、でき得る限りの御努力をせられることを希望して、この点は終ります。

そこで今ちよつと出ましたが、われ／＼は多年理想として述べてまいりましたことは、檢察官が補助機關として使用する司法警察官に關して、でき得る限り、檢察廳専属の司法警察官をおくといふことを理想としておるわけでありませうが、今日前の内務省直轄の警察といふものがなくなつて、國家公安委員の構想に基く警察官ができたので、少しは變つてはまいりましたが、それにいたしましたも、今日あらゆる場面で出てまいります問題は、國家警察官と地方自治警察官との連絡統一といふことであります。これが非常にめんどろになつてまいりました現状から考えますと、なほ一層捜査の面において、これを統一することが困難だといふならば、少くとも檢察廳専属の司法警察官があることが、最も願わしいのではなからうかと考へるものであります。そこでこの刑事訴訟法が根本的に變りまして、われ／＼が今まで學んでまいりました訴訟法と構想が變つてきたのでありますから、もしや改正刑事訴訟法が實施せられる際においては、さうなことはいかぬのだといふことになつたの

か。それとも差支えないのであつて、相變らず檢察廳専属の司法警察官があることを望んでおいでになるのか。これを承りたいと思ひます。

○鈴木國務大臣 その点私の抱いておりました希望としては、鑑治委員のもつておられますお考えと、完全に一致するのであります。その線に沿うて今日まで努力してきたつもりでありませうが、実は警察法の立案につきましても、この刑事訴訟法の立案につきましても、御承知の通り關係方面の強いサゼッションに基いてできております。さうな次第でありまして、警察に對する考え方は、理論的には正しいと、私は思ふのであります。關係方面等では、あくまで犯罪捜査は警察が全部責任をもつ、いわば事實事項であるといふことに考へておるのであります。それはアメリカなどのような國情において、警察官が眞に義務の觀念に徹しており、そして州とか連邦とかいう區別なく、敢然としてあらゆる犯罪の捜査に赴くといふ習慣が確立されておるところにおいては、その通りでいいと思われませうが、日本の実情においては、な／＼それは問題であるといふことから、私は日本においては警察が大体犯罪捜査の専權を掌握することに異議はないけれども、特殊の犯罪については、どうしても檢察廳直属の司法警察官といふものがあつて、そしてこれが敏活に活動するのでなければ、犯罪の檢舉といふものは、完璧を期することはできないといふことを、強く主張したのであります。これは私との會議録が速記に誤つていないと信じますが、さういふことで、いかに私がさういふ点を強く主張して努力し

たかといふことは、後日明らかにするときに來ると思ふのであります。ただ遺憾ながら、どうしてもただいま申しましたような建前から、あまり強く檢察廳直属の司法警察官といふものを、ただちに大量におくことを許すといふことに支障があつたわけなのであります。けれども私の主張はもつともであるといふことも認められまして、その数は三千五百と記憶いたしますが、それだけの檢察事務官をおく。その檢察事務官は、いわゆる書記官でなくして、犯罪捜査にあたることの司法警察官であります。これをおいて、さうして自治體警察や、あるいは國家地方警察では、ちよつと手を下せないような特殊な事件に、檢察官が直接にこれを指導して、犯人の逮捕、証拠物の押収等に從事させる。この檢察事務官をおくことが許されることになる露頭をこころに出しているわけでありませう。將來実績に徴し、また警察の方がわれ／＼の期待に副わぬようなことがありませうならば、私どもの主張といふものは、十分に了解されているのでありますから、この数を殖やしていくといふことは、期待できる状態にあるのであります。

私の理想は、鑑治君と同じように、もつと大規模な数をもつて数える底の檢察廳直属の司法警察制度を樹立することにあつたのであります。しかしそれはあまりにも檢察官といふものを強力ならしめ、檢察と警察と二つものことになるといふことで、強い反対が關係方面にあつたのであります。その疑いを受けない限度においてならば、十分に御趣旨のようなものを実施し得ると考へます。また私どもその方向

に進めていくつもりであるといふことを、お答え申し上げます。

○鑑治委員 御趣旨はよくわかりました。そこで今のは具体的なには檢察廳法が何かに出ておりましたか。

○鈴木國務大臣 檢察廳法を改正いたしました。定員を殖やしたわけでありませう。

○鑑治委員 次に承りたいのは、第二百四十八條の檢察官の、起訴不起訴を定める標準であります。この二百四十八條を處心平氣に読んでみますと、「犯人の性格、年齢及び境遇、犯罪の輕重及び情狀並びに犯罪後の情況により訴追を必要としないときは、公訴を提起しないことができる」といふことになっております。ここに現れておりますのは、もつぱら犯人そのものに專屬してある事實に基くものと解釈するのであります。この以外に社會的事實とか何とかを考へて加味して、起訴、不起訴を定めるといふことができるのか。これを嚴格に解釈して、犯人に專屬する理由だけを標準としてこれを決定すべきものであるか。この点に關する總裁の御意見を承つておきたいと思ひます。

○鈴木國務大臣 その点は立案者としては、御趣旨のように、大体犯人といふものを標準にして考へておるのである。そのほか社會的、政治的、種々の狀況等を考慮に入れて、とまで考へておるものではないと申し上げてよろしいと思ふのであります。しかしながら、その犯人の性格とか、境遇とか、犯罪の輕重、情狀とかいふものは、決してその犯人單獨の人といふものを見ることがよつて解決できる問題でなくして、常にその社會、環境等において考へられる問題でありますから、そこ

○鈴木國務大臣　これはまことにデリケートなむずかしい問題に相なると思ふのでありますが、抽象的にはいかうにも考えることができませんけれども、實際の起訴、不起訴を決定する場合、具体的に良識に訴えて考えていくよりはかはないのであります。またそれが批判されることによつて、正当か正当でないかということが、だん／＼明らかにされてまいりまして、殊に新しい制度では、不起訴をいたしま

をこでさらに進んで聴きたいのは、
検事一体の原則から、上官がこれに對
して指揮と申しますか、監督とでも申
しますか、やつておられるのでありま
す。これは先ほどの事務當局の答
弁でみますと、上官の方にもつていき
ますと、決裁をせられるということに
なります。この決裁はもうろんなくち
やならぬし、あるべきものだと思います。

も豊かであり、見識もあるいは高いかもしれないという人が、このもつてきた問題を批判するという立場に立つのではありません。決裁はただ消極的のものであつて、同意を与えるだけである。最大限度指揮するといふことがあり得るかもしれないが、少くもかえろといふ命令まで含んでおるかどうかという御質問でありましたが、その点はいやしくも決裁という以上は、消極並びに積極の両面を含むものと考えるのであ

見る何れが作目的な意見か。あつて、押しつけるというような上官があつたならば、これはもつてのほかでありますから、當然これは別個の責任問題を生ずることは明らかであります。そうであるく、お互いに眞に良心的に問題を考へて意見が一致しない場合には、行政系統の建前上、どうしても上官の意見を尊重せざるを得ないのでありますから、上官は主任検事をかえることもできる。また新たに別な検事をしてその

よつと待つてくれ、こういうことを言う。そこでどうもさういふことで、本件を露がれては困る。こういうふうなことを係官が言う。こういうことになると、それははたしてどつちが正当といふことになりますか。

○鈴木國務大臣　その御質問は少し抽象的でお答えするのに非常にむずかしいと感ずるのでありますが、政治的な理由で起訴を待つてくれというふうな

ことを申すことは、ほとんどあるまいと思ふのであります。それはまれにないしもあり得ますが、その場合には、それだけの権限をもつた上官でなければ、そういうことはやれない。そのためには、属下に對して責任を負担しておるのである、それが誤つておる場合には、彈劾の対象となる。あるいは明らかにその責任を負わなければならぬという立場であつて、初めてそういうことがやれるわけでありまして、そうでなくて、ただ上官が、主任檢察官もつてきたにもかかわらず、これは政治的に少し待つてくれというふうなことを言うことは、ちよつと考えられないだけでなく、まああり得ない、こうお答えしておきます。

○鐵道委員 その点はその程度にしておきます。

次にこの機会に總裁から承りたいのは、三百四十三條以下の点であります。これは先ほどから申しましたように、できる限り必要のない拘束はやめなければならぬと考えておるのであります。これは三百四十三條に、禁錮以上の刑に処せられる判決があり、かつ、せつかく保釈しておる者も当然消えるという点で、判決確定前においても、身柄を拘束されることになるのではないかと考へるのであります。そのうち、どうも犯罪のあつたという事実で、身柄を拘束すべきものだという点になつて、勾留の要否という点を考慮に入れぬでもよろしいという法律ができたように考へられるのであります。この点についてどうお考へになりますか。

○鈴木國務大臣 これは檢察長官からお答えがあつたのではないかと思ひま

すが、御承知のように、三百四十三條の規定の意味は、禁錮以上の刑に処する判決の宣告があつたときには、保釈または執行停止は、その效力を失うという点で、一應異なるのであります。が、檢察保釈は、一審の判決まででありまして、その後は裁量保釈でありますから、すべて裁判所の裁量によつて、お説のような、これはすぐに執行に移すには、あるいは勾留を續けていくのには許さるゝと云ふに考へられます。おそれる場合には、おそれる保釈が許されるであらう、こう考へるのであります。その点はそれほど御心配になる必要はない、かように考へます。

○鐵道委員 そうだとするとよろしいのですが、保釈または勾留の執行停止はその効力を失う、こういうことですから、これで當然保釈が取消されることになる。その次、三百四十四條によつて「八十九條の規定は、これを適用しない。」となつておられますから、保釈の請求を許さぬということになつてくると思ふのであります。そこでわれわれはたいへんな規定が出てきたと思つておるのであります。これは第一審だけであつて、別に控訴をしたときには問題にならぬと思ふ。控訴でも保釈はだめだ、こういうことになると、控訴に偉大なる制限が出てくることになるのですが、控訴は控訴審として別にやれる根拠があるならば、まことに結構であります。その点を伺いたい。

○鈴木國務大臣 その点は檢察長官からお答えいたしますが、大体これは御承知のように、アメリカの新しい制度を訴訟法において採用したのであります。ひとつの模範とする制度をとりました以上は、一貫しませぬで、ち

くはぐにいろゝな國の制度のよいところだけとるようなことをやりますと、意外な破綻を露呈いたしますので、大体アメリカの制度で一貫しておるわけでありまして、そこでこの原則は、一審で有罪判決後は、無罪の推定は受けないという考え方に帰着しておりますので、こういう規定になつておるわけでありまして、すでに一審で有罪の判決を受けてしまへば、無罪を推定すべき実跡がないと認められる。その後にはすべて保釈を許すことは、その程度の裁量によるという建前でありまして、理論上は仰せられるような御懸念もあり得るけれども、建前がさうである以上は、やむを得ないというふうにお考へをお願いしたいと思います。

○鐵道委員 そうだとすると、どうもまことになさけないことに考へます。またこれは前にもお聞きしたと同じこと、本法では第一條において基本的人權を保障するといつておられますが、保釈の制度も、未確定ではあるが、有罪の判決があつたというだけで、身柄を拘束し得るものだという事になれば、どうもまことに保障を欠くのはなはだしいものだと思ふのであります。その点は、過日來事務當局と、しばしば質疑応答したところであります。が、本改正案の趣旨は、身柄を拘束しても、できるだけこれを救済する規定を設けておる。その意味において、基本的人權の保障が全うできるのだという御説明もありました。しかし基本的人權の保障の根本は、できるだけ身柄を拘束せぬということであつて、これはど大きな基本的人權の保障はない。拘束しておいて、拘束しても救済するところがあるから保障するのだというこ

とは、これはもうけすのゝ議論だと思ふ。そういう意味で、われわれはできるだけ必要のないものは、これを拘束せざることを建前でなければいかぬと考へまして、先ほどの質問の、捜査中の勾留においても疑念をもつておつたのであります。さらにこの規定になりますと、これは先ほどの御説明にもありました、保釈の方法はなにじやありませんか。ないということになると、どうもわれわれの理想とえらく相反してゐるのであります。よくわからぬのですが、何か特に保釈の方法はありますか。

○本内政府委員 第八十九條によりまして、一審においては一号ないし五号の場合を除いては、保釈の請求があれば當然保釈を許さなければならぬ。これを私どもの方では權利保釈と言つております。それは少くとも一審の裁判があるまでは、被告人は無罪である。だから無罪の者は拘束しないというこの建前からきた規定であります。ところが一審において有罪の判決があれば、それで一應有罪の認定を受けた者であるから、當然從來の保釈あるいは執行停止が効力を失うものであつて、その後は現行刑事訴訟法のような形で保釈の請求があり、あるいは職務をもつて、さらにこの事件については被告人を勾留しておく必要がないことになれば、裁判所の裁量によつてたに保釈なり、あるいは執行停止なりができるという建前をとつてゐるのであります。また執行関係の事情から見ても、要するに一審の有罪判決があつて、そのために逃亡し、執行が不能になるような場合が相当多いのであります。従つてそのような点も考慮して

一応入れるが、しかし入れたら入れつぱなしというのでなく、要するに八十九條の規定を適用しないというのでなく、いわゆる權利保釈でないということをお求めにして、要するに裁判所の裁量保釈にしたのだということを明らかにしただけで、決して今度は入れっぱなしであるということを、ここで規定してゐるわけではないのであります。

○鐵道委員 たいへんいいお答えですが、三百四十三條では保釈はその効力を失う。こうなるのであります。しかも八十八條を適用して、ただちに勾引できることになつておられますから、收監しなければならぬ、こういうことになつてゐるのですが、さうすると三百四十四條は、八十九條の適用はないけれども、別の意味において保釈の請求ができる。こう解釈してよろしゅうございませうか。

○本内政府委員 要するに八十八條によつて保釈の請求ができ、九十條によつて請求がなくとも、また職務で保釈を許すこともできることになつてゐるのであります。結局八十九條だけがつけられて、權利保釈が裁量保釈になるという趣旨であります。

○鐵道委員 そうすると一旦九十八條によつて收監せられる、その上で八十八條で保釈の請求ができると解釈するのである。それともこれは保釈の理由があるから待つてくれ、こう言えるのですか。

○本内政府委員 御質問のように、すぐ入れることになつてゐるわけでありまして、しかしその場ですぐこれを出してくれという請求はできるわけでありまして。

○鐵道委員 保釈の理由がもしあつた

とすれば、何も入れて、また出さなければならぬということはないので、これで見れば少くとも三百四十三條の九十八條の規定を適用することは要らぬのではないかと。これは收監せよと書いてあるのですから、これだけではもう除いてもいいのではないかと思ひます。が、いかがですか。

○内務府委員 これは先ほど申しました通りに、一審の判決がいよいよ有罪だ。それでは逃げる／＼というようなことが起きることを防ぐためであります。

○鐵道委員 これはしばしば言ひましたから、そう言ひませんが、逃亡のおそれがあるとか、住居不定になつたとか、そういう理由がなかつたら、これは續學主義がここに現われてゐるように思へてならない。九十八條の適用を除いたらいかぬでしようか。

○野本府委員 九十八條の規定を適用しておきませんと、保釈もしくは拘留の執行停止の効力を失つた場合に、實際それを適用しなければならなくなつた場合に、一体どういふふうにしてそれを收監することが出来るか、そういう根拠がなくなりますので、どうしてもこの規定は適用しておかなければならぬ。関係になつております。

○鐵道委員 保釈が取消しになれば、自然ともにもどるのだから、入れるということは、必ず收監しなければならぬということに關することに疑念をもつのですが、これはともにもどつていくのがあたりまえだということ、收監しなければならぬということの違ひをわれ／＼は考へておつたのであります。ただこの法律の建前から、これではいかぬのだということになつてゐる

と、そういう手續上の關係ということになれば、相當私は考へていいのではないかと思ひます。この点だけでも一點……

○野本府委員 法の建前として「保釈又は拘留の執行停止は、その効力を失ふ」となつておりますので、失つた以上、これを執行する方法が當然出てこなければならぬのであります。二面保釈もしくは拘留の執行停止を取消す決定をした場合等の執行の方法につきましては、九十八條に規定してありますので、三百四十三條の効力を失つた場合につき、何も規定がないと、その執行方法につきまして、非常に疑問を生ずる次第でありますので、これを明確にしたわけでありまして、ただ實際の運用といたしましては、禁錮以上の刑に処する判決の宣告があつたときには、ただちに被告人側から保釈の申請をし、また非常に明白な場合には、裁判所はほとんど同時に職権で保釈の決定をするということになりまして、プラス、マイナス消えて、適用上はさうきつくない場合も生ずるものと思ひます。

○鐵道委員 その点はそれだけにして、法務總裁がおいでになりますから、もう一点だけ承りたいが、問題は控訴の統制をやめられた点であります。基本的な人権の保護の問題は今いうことになりまして同時に、でき得る限り無罪の犯罪をつくらぬということに、根本がおかれなければならぬと考へられる。その意味において、上訴を許された以上は、控訴審において、さらに今一遍不服の点について事実を調べ、証拠を調べるということとは、最も

基本的人権保護の根本的要素に適合するものと思ひますが、本改正案では、この点を改めて、事實審理をさせることになつておりますが、これを改正せられざる根本的理由を、これを總裁から伺ひたいと思ひます。

○鈴木國務大臣 この点は立案の際相當議論が生じたことではあります。結局農業でも何でも、二度やり直していうことではないのであります。一度つくつて失敗すると、それきりということでありまして、それきりというがけでやらなくちゃならぬ。またやれぬというつもりで、やり直します。これは、あまり強めたことではないのみなす。これは非常に今度は丁寧にやりますから、非常に時間と費用と努力とがかかるのであります。その同じことを二度も三度も繰返すことは、行政経済の原則からも、許されぬこととありまして、そういう意味において、特に一審は丁寧に、公平に、無罪を罰しないように努力しておるということとは、鐵道委員といへども、お認めくださると思つてあります。これを越えたいのは、よく／＼の誤りでなければ、再び同じような裁判をやらぬ。こういう建前になつておるのであります。それから、それから一審では予断を抱かせないために、起訴狀一本で法廷に臨む、すべての証拠は裁判所の前に相互に提出をして、直接法廷における心証に訴えて決していくのであります。そこに新しい訴訟法の特長があるのであります。ところが二審となりますと、すでに記録ができておまして、それを讀んで法廷に臨むことになるので、どうしてもその程度の予断というものをもつことになるのでありますから、

せつかく予断を抱かせずに判断しようとする建前が、ここに崩れてくることになるおそれもある。これはつけたりの理由であります。とにかくそういうような意味において、今度は原則は一審限り、そのつもりでひとつ眞剣勝負をやつていただきたい、こういう建前にいたしたのであります。

○鐵道委員 もあるん裁判の理想といひましては、一審限りで何人も心服するといふ裁判ができれば、これほどの理想はありませんで。ところが裁判官はいくら慎重にやられたといへども、また今後いかにりつばな裁判官が出られましても、人間は人間であります。それに對して、もう一遍ひとつ調べる直してもらわなければならぬという理由はないと限りません。決して何でもかんでもというのではありませんで。従つて一審が丁寧に取調べられるということになれば、控訴をする数も、おのずから減少してくるものと考えます。しかしながら、なおそれでも不服があるといふことになれば、今一遍調べるやうなことになるので、理論上悪いことではないと思ひますが、この点は丁寧に調べる以上は、さうなことはしていかなぬものだという理論的な振返はないと思ひますが、いかがですか。

○鈴木國務大臣 それは仰せの通り根拠はあります。丁寧に何回でも調べる方がいゝといふことは確かでありまして、ただ實際問題として、一つの國家の制度として、裁判といふものは考へなければならぬのであります。無様に丁寧に調べるおそれには、いかに。どこかで一つのピリオドをうたなければならぬといふところから、こ

ういふ解決案に到達したわけでありまして、人員も費用もすべての設備も、許すならば、鐵道委員の言われるようになりたうと、私も考へております。しかし／＼むづかしいことではあります。しかし三百九十三條のような規定もありまして、控訴裁判所の方で、この裁判はどうもあやしい、これは間違ひじやないかと思つたら、職権で事實審理をすることもできる。そうして多少の欠点を発見したならば、常に原審に差もどしてまたやり直させることができるのであります。さうして、ほゞ御要請に應じ得るのではないかと。これも例外的なやれといふ御趣旨のようになつてゐるが、それまでやらぬでも、この程度の途が開かれておりますならば、人権を保護するに、ほゞ欠くるところがないのじやないか、かように考へる次第であります。

○鐵道委員 だん／＼こま／＼なつてきますが、今のお話でこの三百九十三條は「必要があるときは、職権で事實の取調をすることが出来る。今度は大分範圍を狭めて申し上げたので、さういふ趣意書に包含せられた事實であるならば、その範圍内において、いは申立によつて事實の調べるにしても、さう大きな弊害がないのじやないか。今のは何でもかんでも皆といふことではない。少くともこれくらいのことはいゝのじやないかと私は考へておりますが、やはりそれもいけませんでしようか。

○鈴木國務大臣 その点は立案當局としても十分考へたのであります。御趣旨は、ごつともであります。諸種の事情を考慮いたしますと、困難であり

ますから、結局ただいま申し上げましたような、職権で調査するということの発動を促すというふうなことでやつていきたい。そういうふうな結論に到達しておるのであります。それ以上この條文をかえるということは、非常に困難があるということを申し上げておきます。

○鑑査委員 そのうすりと少くとも趣意書には事実が述べてありますから、この点は職権でせひやりたいが、調べられないから、これは職権で調査されるべき事項と思うから、調査してもらいたい、こういうことは差支えないわけですね。

○鈴木國務大臣（差支えありません）

○鑑査委員 もう一つそれについて同一のことにありますが、現在現われておる証人について、判決ではこういう決定をしておりますが、これは違ひのうだ、その内容はこういう事実だ。こういうことの新しい申立は、どうも訴訟をいたすに遅延することでもなく、不都合なわけでもないから、それくらいのことでは差支えないじやないかと思うのでございますが、これはいかがですか。これはこの間すいぶんやかましくここで論議したのですが、調査との関係で非常に大きな問題です。

○鈴木國務大臣 それも新たな証人は権利としては提出することはできませんが、職権の発動を促す資料として出すことはできる。こういうふうな考えております。

○鑑査委員 それでたいへん明確になりました。現在現われておる証人についての判断——これはこの間調査の点ですすいぶん議論いたしました。どうもこの改正法によりますと、毎日毎日

連続してでも法廷をやると言われるのでありますから、調査がきつ／＼とできるというところは予想できないのであります。そこでこの間私は少くとも判決をせられるまでは、調査がそろつていなくては困るのではないかとやつたのだが、その予想もできないというふうなお話がありました。その代りあとで違つたところがあれば、異議の申立をすればよろしいということでありましたが、これでは非常に不便なところがある。従つてわれ／＼はこの証人は職権の証人として十分であると思つておつても、裁判所がそれを証人として消極ということになつた場合には、おのずからここに不服ということが出てくるを得ないものであります。

これらの点から見ても、少くとも原審に現れた証人に対しては、相当の得る途を開いておかなければ、この点から申しても不十分であると言わざるを得ぬと考えますが、この点はいかがですか。

○野木政府委員 その点はまつたくもつともだと思ひます。私も在野法曹としての経験から、十分同感であります。従つて最大限努力いたすつもりであります。なお實際上の取扱い、及びどういふふうな解釈すべきかという点につきましても、政府委員からお答え申し上げたいと思ひます。

○鑑査委員 総裁についてはあまりこまかいことをお聞きしても何ですか。その点について事務当局から、こまかく一般のお考えを聴かしていただきたいと思ひます。

○野木政府委員 ただいまの調査の点について御説明申し上げます。調査の点につきましては、今度の案におきま

しては、第四十九條ないし五十一條におきまして、現行法にないところの新しい規定を設けておりました。調査の正確性を担保しておる次第であります。しこうしてこのような規定を設けましたのは、もとよりこういう規定を置くことによりまして第一審の手続が正確に行われることを担保する面もありますが、いま一つの大きな面といつたしましては、控訴審行動とも関連してくるのであります。控訴審を今度のような制度にいたしますと、一層一審公判調査の正確性というものは、強く要求せられるようになるわけでありまして、今までの第四十九條におきましては、今までなかつた権利を被告人に与えて、被告人に弁護人がないときは、公判調査を被告人も閲覧することとができる。読むことができないとき、もしくは盲人であるという場合場合には公判調査の朗読を要求することができ。そういう規定を置いてある次第であります。しかし本案におきましては、三年を超える事件につきましては、弁護人があることになつておりますので、第四十九條は、それ以外の事件であつて、しかも私選弁護人がない場合、そういう場合がここにはいつてくるものであります。なお弁護人の公判調査閲覧権等につきましては、現行法と同じように、第四十條に「弁護人は、公訴の提起後、裁判所において、訴訟に関する書類及び証拠物を閲覧し、且つ謄写することができ。」という規定によつて、当然第四十九條に相当することになることになつてお

る次第であります。次に、公判調査は、理想的に言へば、即日にも整理せられるのが理想であり、少くとも次の

公判期日までに整理できるといふことにしたいと思つておりますが、なか／＼現実の問題として、そこまでもつていくわけにはいきませんし、また將來におきましても、かりに原則としてはそういうふうになつたとしても、例外的場合もありますので、第五十條におきまして、公判調査が次の公判期日までに整理されなかつたときは、裁判所書記は弁護人などの請求によつて、その証人の供述の要旨を告げなければならぬ。こういう規定を置きたい。同條の第二項におきまして被告人及び弁護人が出頭なくして開廷した公判期日の公判調査、たとえば五千円以下の罰金などに當る事件、こういうような場合におきましては、被告人弁護人は、前回の公判期日の様子を知らなくては、その権利を十分主張することができませんので、第五十條第二項の規定によりまして、「裁判所書記は、次の公判期日において又はその期日までに、出頭した被告人又は弁護人に前回の公判期日における審理に関する重要な事項を告げなければならぬ。」

こういうことになつて、不出頭の被告人、弁護人の保護をはかつておるわけであり。なおさらに第五十條の規定を設けまして、公判調査が完成した後にあつても、あるいはその記載に誤りがある場合があり、または重要な点において脱漏がある場合がある。そういうことがありますので、そういう場合を慮りまして、檢察官、被告人または弁護人は公判調査の記事の正確性について異議を申立てることができる。異議の申立があつたときは、その異議の申立があつたこと及び、どういふ異議の申立があつたか、

どういふ内容も調査をつくつて整えておかなければならぬ。こういうことになつておる次第であります。これが結局この控訴のところの原記録に現われた事実という点に響いてくるのでありまして、こういうふうな手続によつて、この控訴の非常に嚴重になつておるような点も、被告人並びに弁護人側において第一審において精力を集中しまして、できる限りの主張をし、また証人調べの請求等をしてあげれば、それが二審に至つても援用し主張することができるとなつておりますので、運用においては、さほど苛酷になるようなことはないものと信じておる次第であります。

○鑑査委員 これはこの間あなたにもすいぶん聞いたのですが、またいろいろ疑問がありますが、第一、先ほど総裁に承つたのですが、三百九十四條に基づいて、「第一審において証人としておつた証人は、控訴審においても、これを証人としておつたこと、これは、ただこの証人を援用するということとは問題ではありませんが、そこで、これは実際問題でないと、抽象的に申してもわかりませんが、ここに書いてありますけれども、この内容はこういうもの。この証人を援用してきて、ここに有罪の決定をしてあるが、これはそういうことではないのだ、これは無罪であるべきものだ。こういう主張をするとか、もしくは先ほど言つた、なるほど調査にはこつておりましたので、これはこういうことではあります。だからこれを調べてもいい。こういうふうなこともできるものであります。内容の取

どういふ内容も調査をつくつて整えておかなければならぬ。こういうことになつておる次第であります。これが結局この控訴のところの原記録に現われた事実という点に響いてくるのでありまして、こういうふうな手続によつて、この控訴の非常に嚴重になつておるような点も、被告人並びに弁護人側において第一審において精力を集中しまして、できる限りの主張をし、また証人調べの請求等をしてあげれば、それが二審に至つても援用し主張することができるとなつておりますので、運用においては、さほど苛酷になるようなことはないものと信じておる次第であります。

○鑑査委員 これはこの間あなたにもすいぶん聞いたのですが、またいろいろ疑問がありますが、第一、先ほど総裁に承つたのですが、三百九十四條に基づいて、「第一審において証人としておつた証人は、控訴審においても、これを証人としておつたこと、これは、ただこの証人を援用するということとは問題ではありませんが、そこで、これは実際問題でないと、抽象的に申してもわかりませんが、ここに書いてありますけれども、この内容はこういうもの。この証人を援用してきて、ここに有罪の決定をしてあるが、これはそういうことではないのだ、これは無罪であるべきものだ。こういう主張をするとか、もしくは先ほど言つた、なるほど調査にはこつておりましたので、これはこういうことではあります。だからこれを調べてもいい。こういうふうなこともできるものであります。内容の取

どういふ内容も調査をつくつて整えておかなければならぬ。こういうことになつておる次第であります。これが結局この控訴のところの原記録に現われた事実という点に響いてくるのでありまして、こういうふうな手続によつて、この控訴の非常に嚴重になつておるような点も、被告人並びに弁護人側において第一審において精力を集中しまして、できる限りの主張をし、また証人調べの請求等をしてあげれば、それが二審に至つても援用し主張することができるとなつておりますので、運用においては、さほど苛酷になるようなことはないものと信じておる次第であります。

どういふ内容も調査をつくつて整えておかなければならぬ。こういうことになつておる次第であります。これが結局この控訴のところの原記録に現われた事実という点に響いてくるのでありまして、こういうふうな手続によつて、この控訴の非常に嚴重になつておるような点も、被告人並びに弁護人側において第一審において精力を集中しまして、できる限りの主張をし、また証人調べの請求等をしてあげれば、それが二審に至つても援用し主張することができるとなつておりますので、運用においては、さほど苛酷になるようなことはないものと信じておる次第であります。

調はしないのだ、出ておるものだけでやるのだ、こういう意味でありますか。これからまず確定してもらわなければならぬ。

○野木政府委員 まず第一次的に申し上げます、控訴裁判所は、訴訟記録及び原告で調べた証拠、結局証拠物のようなものを実際問題に思ひますけれども、それを調べてみまして、控訴人の言つておる主張を考へてみて、その記録に照らしてみて、はたして控訴人の言つておる主張が認められるかどうかという点を基準にして調べてみるわけでありまして。そうして、しかしこの点をなお調べてみないといふ場合は、それは却下かあるいは原判決を破棄するか維持するかを決定できない、原判決を維持するか、あるいは破棄するかを決定するためには、なお記録のほかにこの点を調べなければならぬといふような場合には、いわゆる事実の取調をすることができるといふ規定によりまして、あるいは証人を呼んで調べるとか、そういうことができるわけでありまして、それはこの建前におきましては、あくまで職権でやる、当事者はしかし別に職権の発動を促す意味で、これを調べてくれと言ふことはできる。それでありまして、もし当事者の言つておることが非常に重大なものであるならば、裁判所は当然職権で調べなければならぬ。結果的に申し上げますと、そういうことになるかと思つておる次第であります。

○鑑定委員 大分わかりましたが、そうすると、三百九十四條の証拠とすることができるというところは、証拠にするという意味は、原告のままそのまゝを証拠にするという意味ではなくて、証拠である以上は、それについての証拠調べもできるのだ、但しそれは三百九十三條に基く職権で調べるのだ。こういう解釈でよろしうございませうか。

○野木政府委員 三百九十四條の規定を置きましたおまの目的といひましたは、たとえば、この規定がありまさんと、たとえば三百二十一條の第一項第三号の例をとつてみますと、供述者が国外にいるため、公判準備または公判期日において供述することができない、そういう条件がある場合に、第一審ではそういう条件が存在したために、たとえば検察官の聴取書を証拠にとつた。ところが控訴審に行きましては、その者は帰つて来ておるといひますと、三百九十四條の規定がありまさんと、もう控訴審へ行つては、その聴取書は証拠物ではないのじやないかといふ疑いが出るというやうな点が一つ。そういうやうな誤解をなくすために三百九十四條の規定を置いた次第であります。

○鑑定委員 それはわかりました。従つてこの証拠とするといふのは、そのまゝ証拠とするのでなくて、そういう必要があれば、さらに進んでその証拠の内容に対しては取調べができるのだ、この解釈してよいだらうと思つて、その点を聴いたのです。

○野木政府委員 その点につきましては、むしろ三百九十三條で、職権で事実の取調べをすることができるといふ点で、その事実の取調べといふ中には、たとえば人を証人として呼んで調べる。そういうことも含むわけであり

まして、今のような調書が証拠になつておるやうな場合におきましても、証人が帰つて来たといふやうな場合には、場合によつて裁判所は三百九十三條の規定によつて、その帰つて来た証人を職権で調べることができる。そういうやうな関係になつておるのであります。

○鑑定委員 そこで今度は第一審において証拠としたものでありまするが、第一審において出し遅れた、もしくは現れなかつたもので、今度出てきたら、さつき総裁はやつてもよからうといふやうに聴きましたか、もう一遍はつきりしておきたいと思ひますが、いかがですか。

○野木政府委員 第一審で主張もせず、また従つて証拠調べの請求もしておらなかつた事実もしくは証拠につきましては、この控訴趣意書という制度を設けました以上、控訴人は権利として裁判所に向つてこれを主張し、もしくはその取調べを請求するといふことは、できないわけでありまして、先ほど申し上げましたやうに、裁判所が原判決を破棄する事由があるかないかを調べるために必要な場合には、職権で事実の取調べをすることができるといふことになつておりますので、裁判所は職権でそういうものについて、事実の取調べをする。そういうことは当然この規定としても、予想しておるわけでありまして、すなわち職権では新たな証拠もこれを調べることができるといふことになつておるわけでありまして、従つて当事者側としては、その職権の発動を促すといふことはできません。そういうことになつておるわけでありまして。

○鑑定委員 そうすると、却下せられさらうそれで異議の申立はできませんね、職権ですから……。そこでそういうことになると、ぜひともやつてもいいといふことを、職権でなく、当事者からできるということにしますれば、これではできませんでしようか、新たにやるということにしては、この改正法律案の建前から、非常にくあいの悪いことがありませんか。それともそういうものを当事者の申立で処分ができるとしたら、それくらいのものはいいと思ひますか。

○野木政府委員 この控訴制度の立案の趣旨には、趣旨といふのは崩れてくるわけでありまして、技術的に申し上げますと、控訴趣意書を出すという制度をとつていまして、控訴趣意書には、訴訟記録及び原裁判所において取調証拠に現れておる事実であつて云々といふやうなことになるのであります。そこへ衝突しておる、そういうやうな関係になるわけでありまして。

○鑑定委員 ただそうすると、趣意書に、原判決の場合にこれだけでありましたが、これ／＼の事実があることであつて、それにはこの証拠があるといふことがわかります。こういうので、原判決に含んだ事実をさらに立証する意味において附加加えるといふことになつたら差支えないのじやないですか。

○野木政府委員 原告の訴訟記録に現れておる事実であるならば、控訴趣意書に書いてこれを主張することができると思ひます。ただその主張事実に対する証拠といふものを、もし原告に出してはなかつた場合に、その証拠を出し得るかという点につきましては、

先ほど申し上げましたやうに、裁判所の職権の発動を促すといふ意味のことではあるわけ、それ以外にはちよつとむずかしいと思つております。なお附加加えて申し上げますが、裁判所が完全な常識と申しますか、心構えをもつて動くといふことを期待しますれば、いやしくも実際事実に変更を加える必要があるといふやうな場合には、裁判所も当然職権でこれを調べる、そういうやうな運用を期待しておるのであります。

○鑑定委員 この訴訟記録及び原裁判所において取調べた証拠の現れておることを書いてありますから聴くのであります。訴訟記録に現れておる事実で、なお証拠としては不十分な点があると思ひますか。これ／＼の証拠がありましてと言つてみたところで、大した訴訟事案になるといふこともないやうに思ひますけれども、やはりそれは根本方針に違ひますか。

○野木政府委員 この控訴審の控訴は、まず第一に原判決の当否を調べるのが目的でありまして、事件の内容にないつて、あるいは刑を言渡し、あるいは無罪にするといふことは、直接の目的ではないわけでありまして。従ひまして、事実の取調べと申しまして、直接に意圖するところは、原判決の当否を決定する限度において、事実の取調べをするといふ建前でありまして、たとえば原判決の窃盗は間違ひで、強盗に認定した方がよいといふやうな、積極的認定のための目的ではないわけでありまして。従ひまして、御質問の証拠の点につきましても、三百九十三條におきまして「職権で事実の取調べをすることができ」といふ建前にして

おりますので、その反面当事者からは事実の取調べを要求するということができないという建前になつておるわけでありませう。

○鑑定委員 それ以上はいくら議論しておつてもしょうがありません。要するに私の考えは、職権でやれるならば、当事者の申立てを通りやつたらいじやないかと思つておりますが、そこまで明白になればよろしゅうございませう。あとは考えまして、あなたの方でもお考え願つておきたい。この法律の建前はそうであることはよくわかりました。その点で議論のわかれるところでありませう。

そこで續いて伺いたいのは、三百七十六條に書いてあります陳明資料または保証書というものでありますが、これは今までなかつた新しい制度でありまして、これは三百七十七條以下にあるのだらうと思つておるが、どれが陳明資料として現れておるのか、どの程度のものであるのか、保証書というのは、どういふ形で出るのか、どうもはつきりわからぬのでありますが、これは一つ明確なる標準を聴かしていただきたいと思つておる。

○野木政府委員 まず陳明資料というのが出てきますのは三百八十三條でありまして、たとえば再審の請求をすることができるときは、控訴を申立てることができ、その場合には控訴趣意書に再審の請求をすることができるときは、何らかの陳明する資料を添附しなければならぬ。これを申しておるわけでありませう。それから保証書を要求しておりますのは、三百七十七條でありまして、こ

の保証書というものは、たとえば三百七十七條の第二号の場合を考えてみますと、法令により判決に關与することができない裁判官が判決に關与したという事になつておる。これは第二章の第二十條に裁判官が除斥される場合を規定してありますが、このことは必ずしも訴訟記録等によつてはわからない場合があるもので、この三百七十七條第二号の規定によつて、控訴申立をする場合には、その裁判官がたと

えば被害者の親族であるといふような場合を考えてみますと、保証書によつて、公判になつたならばその点の資料を出して見せる、そういう趣旨の一種の誓約書を出さなければならぬ。それがここにいう保証書ということになる次第でありませう。

○鑑定委員 わかりました。そこで三百七十六條に「この法律又は裁判所の規則」とあるのですが、法律は今おつしやつた通りですが、ほかに裁判所の規則で、そんなようなことを要求される場合は、どんなようなことを予想できるものでありませうか。

○野木政府委員 裁判所の規則によつて、これ以外に陳明資料なり保証書をつける場合は、いかなる場合かといふことは、今さしあたつて具体的に予想しておる暇がありませんが、たとえば裁判所の規則の定めるところによりといふのが、その控訴期日とか、少くともいふ／＼な点をきめ得る、そういう点の含みをもつておる次第であります。保証書について提出のこまかい／＼の規定でありますとか、そういうことは、今少くともここで予想してないわけでありませう。この法律の規定しておる場合以外の場合において、新しく

陳明資料または保証書をつけるというやうなことは、今のところは具体的にどれがそれだといふことはまだ考へておらない次第であります。

○鑑定委員 そこで問題になつてきますのは、保証書にどういふ責任を負わせるつもりか知れませんが、もしも保証書のごとくできなかつた場合、ただちに懲罰上の責任を負わすのか、それとも何か法律上特別の効果をおぼせられるか。

○野木政府委員 保証書の通りでございませう。これに対する過料とか刑罰とか、そういう制裁は規定してありません。ただ控訴が棄却せられるとか、そういう意味の不利をこうむることになるものと思つておる。

○鑑定委員 そうすると、やはり控訴理由の一つになるわけでありませう。名前には保証書と書いてありますけれども……

○野木政府委員 控訴の理由と申しませうが、要するに控訴趣意書の一つの方式に属することになると思つておる。

○鑑定委員 上告の場合にわからぬ條文が一つあるのですが、第四百十一條「上告裁判所は、第四百五條各号に規定する事由がない場合であつても、左の事由があつて原判決を破棄しなれば著しく正義に反する」と認めるときは、判決で原判決を破棄することができ、この正義といふ意味はどういふ意味ですか。ちよつと今までの文でありませんか。社会的道徳の、前から言つておるやうな原則を言うのでありますから、それとも倫理的の意味を含めておるのでしょうか。

○野木政府委員 この「著しく正義に反する」と認めるときは、「といふのは、倫理的の正邪善惡といふやうな意味合はないのでありまして、やはり刑事裁判を運営していく上におきまして、社会道徳から見て、どうしても放つておけない、看過できない、そういうやうな場合のことを考へておる次第であります。

○鑑定委員 これは前からよくありました社会道徳上、正義の原則に反するとか、そういう意味でよろしいのですか、何かもつと深い意味があるのですか。

○野木政府委員 これは大体御質問の御趣旨のやうなことでありまして、相當廣く解釈をたしておるわけでありませう。そうして先ほど來、いろいろ御説明がありましたが、いわゆる上訴審といふものを、相當制限しておるつもりで、これで非常な幅をたせようといふ含みも多分にあるのでありませう。

○鑑定委員 かような原則に反するものは破棄するのが當然でなければならぬと思つておる。ところがこゝには「破棄することができ」となつておる。こゝういふ原則があつても、破棄せぬのもよいといふことを裏書きしておるやうであります。ここに疑念をもちます。こゝういふことは、判決をもつて破棄しなければならぬと思つておる。

○野木政府委員 御趣意まことにごもつとも存する次第であります。ただ四百十一條におきまして「破棄することとができる」と書きましたのは、その冒頭に「上告裁判所は、第四百五條各号に規定する事由がない場合であつても」とありまして、上告裁判所の第一の問題とするところは、四百五條各号に規定するやうな点を論ずるのが第一の場合でありまして、四百十一條

といふのは、そのいわば補充的につけたやうな形でありませう。原則の方との關係上、「破棄することができ」と書きましたのでありまして、趣旨としては、いやくも著しく正義に反すると認めた場合には、破棄しなければならぬといふ結果になると思つておる次第であります。

○鑑定委員 ちよつとわからなかつたのですが、これはこゝういふように承りたいと思つておる。四百五條の各号の事由といふのは、上告趣意書にこれを規定するわけでありませう。そうすると上告趣意書になかつた場合でも、裁判所みづからこれを取調べて著しく正義に反しておると認めたら、破棄ができるのだ、こゝういふように解釈してよろしいのですか。

○野木政府委員 さうであります。○鑑定委員 そうであります。さらに進んで正義に反すると認めるときは、破棄しなければならぬのだ、こゝう言わなければならぬのじやないかと思つておる。この点に対してあまりこまかい点でなくして、簡潔な御答弁を願いたい。

○野木政府委員 上告裁判所が原判決を破棄する。原則の場合には四百五條に掲げておる事由に當る場合でありませう。四百十一條はどちらかといふと、例外的の場合でありますので、例外的と申しますか、補充的に申しますか、「第四百五條各号に規定する事由がない場合であつても」という書き出しは、その言葉を受けて「破棄することができ」といふやうに表現したわけでありませう。趣旨をいたしましては、御説の通りでありまして、最近におきまして、「と認めるときは」

破棄することができる」というような権能的の書き方にする場合もありましたので、前後の文章の後からそういったわけでありました。

○鐵治委員 そうすれば破棄することができるとは書いてあるが、前の文章の続きで書いておるのであつて、正義に反するときは破棄するのだ、かように解釈してよろしうございませうね。

○野本政府委員 さうであります。

○鐵治委員 それから四百二十五條がわからぬのですが、「上告裁判所は、その判決の内容に誤のあることを発見したときは、檢察官、被告人又は弁護人の申立により、判決でこれを訂正することができる。」これは何ですか、上告裁判所の判決を必ずから訂正するのですか。また上告を破棄するまでもないが、原判決が單なる誤りであるというので、訂正できるといふのですか。この点はつきりいたしません。

○野本政府委員 御説の前者の方であります。

○鐵治委員 上告裁判所だけなんです。

○野本政府委員 さうであります。

○鐵治委員 そうすると、上告裁判所以外の判決は、どういふことになつておりますか。

○野本政府委員 上告裁判所以外の下級の裁判所の判決におきましては、もし誤りがあるならば、上訴の手續によつてこれを救済する途もありますので、このような制度を置きませんでした。ただ上告裁判所の判決に対しては、すでに上訴という制度がありませんことと、上告裁判所の裁判官は最も権威ある人が集まつておつて、誤りということはほとんどないと言つても過

言ではないと思ひますが、何分人間でありますので、ときとして誤りがあつたような場合に、それを是正する途を開いておいた方がよいのではないか、そういう趣旨からこの規定はできたのであります。これまたアメリカの方の制度になつたものであります。

○鐵治委員 そうすると、下級審の裁判であれば、上訴によつて訂正する。そうすると高等裁判所の裁判に対して上告があつて、上告裁判で、これが誤りだつたということになる、訂正はこの規定でやらないで、どれかほかの規定でやるのですか。

○野本政府委員 高等裁判所の判決に誤りがあるような場合には、上告裁判所で原判決を破棄する等の手段によつて、これを是正することになるのであります。

○鐵治委員 續いて四百二十條でありますが、第三項の「勾留に対しては、前項の規定にかかわらず、犯罪の嫌疑がないことを理由として抗告をすることとはできない。」これはどういふ意味です。前項の規定にかかわらずというのは、勾留に対して一切、犯罪の嫌疑がないという理由で抗告はできないのだ、こういう意味なのでありますか。それとも何かほかの理由があればやれるという意味でありますか。これがわからぬのです。

○野本政府委員 四百二十條第三項の規定の趣旨は、お説のように、勾留に對しては犯罪の嫌疑がないということを理由としては抗告することができない。しかしそれ以外のことを理由としたしましては、四百二十條第二項の規定によつて抗告ができる。そういう趣旨であります。すなわち適に申しませ

と、勾留に関しては、四百二十條第二項の規定で、一般的に勾留に関する処分については抗告ができることになるわけでありました。そして第三項の規定によつて、その一部を打消しまして、犯罪の嫌疑がないという理由では抗告することができない、その規定した次第であります。その立法の趣旨といたしましては、犯罪の嫌疑の有無といたしましては、本来の裁判所が決定すべきものであつて、このような抗告審のような派生手續で定めるべきものではない、そういう思想に出ておる次第であります。

○鐵治委員 そうすると、前に勾留は關する異議の申立であるとか、取消の申立であるとか、開示の申立であるとか、そういうものはここで排除する何ものもないわけでありませうね。

○野本政府委員 さうであります。

○鐵治委員 まだたくさん、やればやれますが、あまり長くなつてもいいけませんから、きようはこの程度で打切つておきます。

○井伊委員長 これにて散会いたします。次回は明日午前十時から會議を開きます。

午後三時三十八分散會

昭和二十三年十月二十日印刷

昭和二十三年十月二十一日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷局